第18条(合意管轄)

本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、青森地方裁判所及び八戸簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上のとおり、訪問看護サービスに関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

(事業者) 医療法人 謙昌会

事業所名 杏の里訪問看護ステーション

住所 青森県八戸市大字大久保字大山31-2

管理者 藤澤 紀子

〈利用者〉

住所

<u> </u>	壬名		印		
<u>:</u>	* 代筆者			(続柄)	_
<u>:</u>	* 代筆理由	□身体上の理由で書字が困難	□その他	i	
		(*は、利用者本人が署名できない	場合に記え	入する)	
(連帯保証人)					
<u>1</u>	主所				_
£			印	(続柄)	

印

指定訪問看護サービス利用契約書

<u>(</u>以下「利用者」という。)と、医療法人謙昌会 杏の里訪問看護ステーション(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者へ提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1条 (契約の目的)、

事業者は、介護保険法(平成9年法律第123号)その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、日常生活動作の維持回復と生活の質の確保が図られるよう、訪問看護サービスを提供します。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日とします。

2 上記契約期間満了日の2日前までに、利用者から文書により契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (訪問看護計画の作成及び変更)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、主治医が作成する訪問看護指示書と利用者 の居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)の内容に沿って、具体的サービス内容等を記載した訪問看護計画 を作成します。訪問看護計画の作成にあたっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得た上で交付します。

第4条 (提供するサービスの内容及びその変更)

事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用料は、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」のとおりとします。

- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が ケアプランの範囲内で可能であり第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、事業者 は速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に 連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を 具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

第5条(サービス利用料等の支払い)

利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」の記載に従い、事業者に対し利用者負担金を支払います。

- 2 利用料の請求や支払方法は「契約書別紙(兼重要事項説明書)」のとおりとします。
- 3 利用者が「契約書別紙(兼重要事項説明書)」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。
- 4 第12条の各号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料支払いの 義務又はその他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、事業者から請求があった日から7日以内に 精算するものとします。

第6条 (利用料の変更)

事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第7条 (利用料の滞納)

利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し督促の日より15日以内の支払い期限を定め、当該期限までに滞納額全額の支払いがないときは、連帯保証人へ請求するものとします。

- 2 事業者は、本条第1項の措置を講じた上で、利用者又は連帯保証人が本条第1項の期限内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。
- 3 事業者は、前項の催告をした場合、担当の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所及び関係市町村と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう必要な措置を講じます。

第8条(連帯保証人)

連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

R6.6

- 2 前項の連帯保証人の負担は、極限額20万円を限度とします。
- 3 連帯保証人の負債の元本は、利用者の契約終了及び利用者又は連帯保証人が死亡した時に確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があった時は、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく利用料等の支払い状況や滞納額等、利用者のすべての債務の額に関する情報を提供するものとします。

第9条(事業者及びサービス従業者の義務)

事業者及びサービス従業者(以下「従業者」という。)は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するとともに、非常災害対策ならびに衛生管理等に必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、利用者の居宅へ看護師等を派遣し、主治医の指示に基づく医療処置や療養上の援助、リハビリテーション等のサービスを、利用者の心身の状況に配慮し提供するものとします。
- 3 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 4 事業者は感染症の予防及びまん延防止のため、対策を検討する委員会を設置し、従業者に対する感染対策研修及び訓練(年2回以上)を実施します。
- 5 事業者は、本契約の契約期間中において、地震や台風、噴火等の天災その他事業者の責任を問えない事由によりサービス実施が困難であると認められる場合、利用者に対するサービスの提供ができない場合もあるものとします。

第10条(サービス内容等の記録の作成及び保存)

事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

- 2 利用者及びその代理人(必要に応じ利用者の家族を含む)は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の 居宅介護支援事業者等へ本条第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

第11条(守秘義務及び個人情報の取扱)

事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又はその家族等の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中はもとより契約終了後においても、第三者には漏らしません。

- 2 事業者は、従業者が退職後においても、在職中に知り得た利用者又はその家族等の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 事業者は、利用者及びその家族等の個人情報について、介護保険法第23条に基づくもののほか、利用者の介護予防ケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所及び介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 5 本条第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものと します。

第12条 (利用者及びその家族等の義務)

利用者及びその家族等は、サービスの利用にあたって、以下の各号に掲げる義務を負うものとします。

- 一、利用者の能力や健康状態について、正しい情報を事業者に提供すること
- 二、事業者及び従業者、並びに他の利用者及びその家族等の権利を、不当に侵害しないこと
- 三、特別な事情がない限り、事業所との取り決めやルール及び事業者又は従業者の指示に従うこと
- 四、事業者及び従業者に対して、営利目的や宗教の勧誘及び政治活動をしないこと

第13条(損害賠償)

事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又はその家族等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又はその家族等に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。とりわけ、以下の各号に該当する場合は、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一、利用者又はその家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、 又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二、利用者又はその家族等が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三、利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四、利用者が、事業者もしくは従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
- 3 利用者又はその家族等に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

第14条 (契約の終了)

利用者は、7日以上の予告期間を設け文書で通知することにより、事業者に対しいつでも本契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に本契約は解約となります。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事由がある場合は、予告期間が7日未満の通知でも本契約を解約することができます。

- 2 利用者は、第6条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合、予告期間を設けることなく文書で通知することにより、直ちに本契約を解約できます。
 - 一、事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しよ うとしない場合
 - 二、事業者が、第10条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三、事業者が、利用者の生命・身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合
 - 四、事業者が、破産した場合
 - 五、事業者が、介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六、利用者が入院した場合
 - 七、利用者のケアプランが変更された場合
- 3 事業者は、第7条第3項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合、2週間以上の予告期間を設け文書で通知することにより、本契約を解約することができます。
 - 一、利用者が、契約締結時及びサービス実施に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを 告げず、又は不実の告知を行った結果、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合
 - 二、利用者が、故意又は重大な過失により、事業者及び従業者の生命・身体・財産・名誉等を傷つけ、又は暴力、暴言、セクシャルハラスメント等の著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合
 - 三、利用者が、事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービス提供の継続が困難であると見込まれる場合
 - 四、やむを得ない事由により、事業所を閉鎖又は縮小する場合
- 4 次の各号に該当する場合、本契約は自動的に終了します。
 - 一、利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - 二、利用者の心身の状況が、自立と判定された場合
 - 三、定期巡回・随時対応サービス利用の場合、連携する介護事業所がサービスの形態を変更又は終了した場合
 - 四、利用者が死亡した場合
- 5 事業者は、この契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所及び必要に応じて関係市町村に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

第15条(苦情処理)

利用者又はその家族等は、提供されたサービスに苦情がある場合は「契約書別紙(兼重要事項説明書)」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又はその家族等から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第16条(虐待防止・身体拘束等適正化推進のための措置)

事業者は、利用者への身体的、精神的虐待を防止するため、担当者を設置し、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

2 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者の生命又は、身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体 拘束等を行わないものとし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由を記録するものとします。

第17条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。